

平成29年度

高 梁 市 財 政 健 全 化 及 び  
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

高 梁 市 監 査 委 員





高 市 監 第 5 5 号  
平成 3 0 年 (2019) 1 0 月 1 2 日

高梁市長 近 藤 隆 則 様

高梁市監査委員 梅 野 誠  
高梁市監査委員 内 田 大 治

平成 2 9 年度高梁市財政健全化及び  
経営健全化の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 9 年度高梁市健全化判断比率等に関する書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。



# 目 次

## 平成29年度高梁市財政健全化審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	2
1	総合意見	2
2	個別意見及び審査の概要	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	連結実質赤字比率について	3
(3)	実質公債費比率について	4
(4)	将来負担比率について	5

## 平成29年度高梁市経営健全化審査意見

第1	審査の対象	8
第2	審査の期間	8
第3	審査の方法	8
第4	審査の結果	8
1	総合意見	8
2	個別意見及び審査の概要	8
(1)	資金不足比率について	8

(注)

- ① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。
- ② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため計数が一致しない場合がある。
- ③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。



# 平成29年度高梁市財政健全化審査意見

## 第1 審査の対象

平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分	対 象 会 計 等	(財政健全化法)							
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率			
地方公共団体	一般会計	一般会計	↑	↑	↑	↑	↑		
	特別会計	一般会計等						へき地診療所特別会計	
								養護老人ホーム特別会計	
								住宅新築資金等貸付事業特別会計	
								畑地かんがい事業特別会計	
								国民健康保険特別会計	
	公営事業会計	うち公営企業会計						後期高齢者医療特別会計	
								介護保険特別会計	
								特別養護老人ホーム特別会計	
								水道事業特別会計	↓
								国民健康保険成羽病院事業会計	
								簡易水道事業特別会計	
								下水道事業特別会計	
								地域開発事業特別会計	
	一部事務組合・広域連合	高梁地域事務組合							
岡山市町村総合事務組合									
岡山県後期高齢者医療広域連合									
岡山市町村税整理組合									
岡山県広域水道企業団									
地方公社・第三セクター等	高梁市土地開発公社	↓							
	(公財)成羽町美術振興財団								

## 第2 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年10月12日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

## 第4 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されていた。

また、健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	—	12.88	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.88	30.00
(3) 実質公債費比率	11.2	11.3	11.7	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	76.5	89.4	88.3	350.0	

(注) 1 (1) 実質赤字比率はマイナスとなるため、便宜上「—」で記載している。以下、その他の指標も同様の扱いとする。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

平成29年度審査において、健全化判断比率の4比率については、早期健全化基準をいずれも下回った。しかし、これらの数値は、人口変動や国策などによる標準財政規模等の数値の増減の影響を受ける。財政状況を考える際には、長期的な視点から本市の実質的な負担状況の変化等に十分留意して検証する必要がある。

本市を取り巻く財政環境は、普通交付税の特例措置が終了し、段階的な縮減が始まっている。一方で公債費や扶助費等、歳出の増加は確実に見込まれるなど、大変厳しさを増している。このような状況にあっても、高梁市新総合計画などに位置づけられた施策を実現するため、均衡のとれた財政運営の確立を目指し、長期的に財政の健全性が確保できるよう、引き続き行財政改革の取り組みに努められることを要望する。

### 2 個別意見及び審査の概要

#### (1) 実質赤字比率について (一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)

一般会計等の対象は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計のへき地診療所特別会計、養護老人ホーム特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、畑地かんがい事業特別会計が該当する。

平成29年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「—」となる。

#### 算 定 式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等(普通会計)の実質赤字額 [第1表中 -411,178千円(黒字の場合は負の値)]}}{\text{標準財政規模(13,759,610千円)}} \times 100\%$$

$$\text{実質赤字比率の早期健全化基準} \times = \frac{[(\text{標準財政規模(13,759,610千円)} + 100\text{億円}) \div (30 \times \text{標準財政規模(13,759,610千円)}) \times 100 + 20] \div 2}$$

※標準財政規模が50億円以上200億円未満の市区町村

上記から、実質赤字比率の早期健全化基準は、12.88%となる。

第1表 一般会計等の実質収支額

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳 入 総 額	26,576,988	26,377,733	24,418,473	△ 1,959,260	△ 7.4
歳 出 総 額	25,720,842	25,630,563	23,789,885	△ 1,840,678	△ 7.2
歳入歳出差引額	856,146	747,170	628,588	△ 118,582	△ 15.9
翌年度に繰り越すべき財源	271,808	150,492	217,410	66,918	44.5
一般会計等実質収支額	584,338	596,678	411,178	△ 185,500	△ 31.1

※ 標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等 4,645,216千円、普通交付税 8,516,842千円、臨時財政対策債発行可能額 597,552千円の合計13,759,610千円となっている。(参照：第2表 標準財政規模の内訳)

健全化判断比率は、標準財政規模（分母）に対する比率であるため、標準財政規模の増加は数値を良好に、減少は不良な方向へ導く要因となる。

第2表 標準財政規模の内訳

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標 準 財 政 規 模	14,900,360	14,118,243	13,759,610	△ 358,633	△ 2.5
標準税収入額等	4,713,085	4,753,276	4,645,216	△ 108,060	△ 2.3
普通交付税	9,423,751	8,782,123	8,516,842	△ 265,281	△ 3.0
臨時財政対策債発行可能額	763,524	582,844	597,552	14,708	2.5

(2) 連結実質赤字比率について

(全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率)

平成29年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「-」となる。

算 定 式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \left[ \text{第3表中 } -2,783,797 \text{千円 (黒字の場合は負の値)} \right]}{\text{標準財政規模 (13,759,610千円)}} \times 100\%$$

連結実質赤字比率は、実質赤字比率の早期健全化基準12.88%に5%を加えた、17.88%が早期健全化基準となる。

第3表 実質収支額及び資金剰余（不足）額

(単位：千円・%)

会計名	対象会計等	実質収支額（資金不足・剰余額）							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較				
					増減額	増減率			
一般会計	一般会計	656,557	666,390	479,603	△ 186,787	△ 28.0			
特別会計	一般会計等	へき地診療所特別会計	0	0	0	0	—		
		養護老人ホーム特別会計	0	1,500	0	△ 1,500	皆減		
		軽費老人ホーム特別会計	0	—	—	—	—		
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	△ 73,589	△ 73,034	△ 72,184	850	1.2		
		畑地かんがい事業特別会計	1,370	1,822	3,759	1,937	106.3		
		国民健康保険特別会計	46,460	132,173	180,020	47,847	36.2		
	公営事業会計	後期高齢者医療特別会計	1,262	885	2,266	1,381	156.0		
		介護保険特別会計	42,303	45,653	44,138	△ 1,515	△ 3.3		
		特別養護老人ホーム特別会計	0	0	0	0	—		
		うち公営企業会計	法適用	水道事業特別会計	675,249	716,445	727,501	11,056	1.5
				国民健康保険成羽病院事業会計	1,439,540	1,413,898	1,397,294	△ 16,604	△ 1.2
		法非適用	簡易水道事業特別会計	0	0	0	0	—	
			下水道事業特別会計	0	2,914	0	△ 2,914	皆減	
			地域開発事業特別会計	9,811	23,838	21,400	△ 2,438	△ 10.2	
合計		2,798,963	2,932,484	2,783,797	△ 148,687	△ 5.1			

(3) 実質公債費比率について

(一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率)

平成29年度の実質公債費比率は、11.7%となっており、前年度と比べ0.4ポイント上昇している。なお、早期健全化基準は25.0%であり、これを下回っている。

算定式

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{[\text{地方債の元利償還金 (3,639,975千円)} + \text{準元利償還金 (943,398千円)}] - [\text{特定財源 (223,667千円)} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,026,041千円)}]}{\text{標準財政規模 (13,759,610千円)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,026,041千円)}} \times 100\%$$

市町村における実質公債費比率は、固定値で25.0%が早期健全化基準である。

第4表 実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較増減
実質公債費比率	3カ年平均	11.2	11.3	11.7	0.4
	単年度	10.7	12.1	12.4	0.3

第5表 地方債の元利償還金（繰上償還額を除く）・準元利償還金

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
地方債の元利償還金(繰上償還額を除く)	3,560,709	3,517,411	3,639,975	122,564	3.5
準元利償還金	1,040,420	1,021,854	943,398	△ 78,456	△ 7.7
満期一括償還地方債の 1年当たり元金償還金	1,067	0	0	0	—
公営企業に係る地方債償還金	968,098	933,218	898,601	△ 34,617	△ 3.7
一部事務組合に係る地方債償還金	31,094	31,095	31,095	0	0.0
公債費に準じる債務負担行為	36,162	56,374	13,338	△ 43,036	△ 76.3
一時借入金の利子	3,999	1,167	364	△ 803	△ 68.8

第6表 特定財源

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
特 定 財 源	223,004	223,806	223,667	△ 139	△ 0.1

第7表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,117,947	2,962,417	3,026,041	63,624	2.1

(4) 将来負担比率について（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

平成29年度の将来負担比率は、88.3%となっており、前年度と比べ1.1ポイント低下している。なお、早期健全化基準は、350.0%であり、これを下回っている。

算 定 式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (46,108,607千円)} - [\text{充当可能基金額 (6,861,446千円)} + \text{特定財源見込額 (1,896,166千円)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (27,870,404千円)}]}{\text{標準財政規模 (13,759,610千円)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,026,041千円)})} \times 100\%$$

市町村における将来負担比率は、固定値で350.0%が早期健全化基準である。

第8表 将来負担額

(単位：千円・%)

会計名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	構成比
(イ) 地方債の現在高	31,814,146	32,165,164	31,737,306	68.8
(ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額	48,691	47,139	24,438	0.1
(ハ) 公営企業債等繰入見込額	10,394,341	10,177,506	9,745,423	21.1
(ニ) 組合負担等見込額	335,126	310,279	285,067	0.6
(ホ) 退職手当負担見込額	4,212,266	4,257,867	4,314,302	9.4
(ヘ) 設立法人の負担額等負担見込額	2,104	757	2,071	0.0
(ト) 連結実質赤字額	0	0	0	0.0
(チ) 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0.0
合計	46,806,674	46,958,712	46,108,607	100.0

第9表 充当可能基金額

(単位：千円・%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
財政調整基金ほか28基金	7,961,232	7,219,535	6,861,446	△ 358,089	△ 5.0

第10表 特定財源見込額

(単位：千円・%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
住宅新築資金等貸付助成事業費補助金	0	0	0	0	—
住宅新築貸付金元利収入	3,076	2,195	600	△ 1,595	△ 72.7
公営住宅使用料	681,403	575,895	507,272	△ 68,623	△ 11.9
都市計画税	1,047,962	1,088,597	1,388,294	299,697	27.5
合計	0	0	0	0	—

第11表 基準財政需要額算入見込額

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
道 路 橋 り よ う 費	677,409	487,839	334,484	△ 153,355	△ 31.4
公 園 費	2,147	1,007	156	△ 851	△ 84.5
下 水 道 費	4,361,800	4,248,899	4,183,757	△ 65,142	△ 1.5
そ の 他 の 土 木 費	1,048	30	30	0	0.0
小 学 校 費	49,631	42,425	34,959	△ 7,466	△ 17.6
中 学 校 費	29,700	25,870	21,956	△ 3,914	△ 15.1
保 健 衛 生 費	1,590,267	1,540,584	1,415,299	△ 125,285	△ 8.1
高 齢 者 保 健 福 祉 費	0	0	0	0	—
清 掃 費	12,548	4,773	0	△ 4,773	皆減
農 業 行 政 費	313,034	212,047	139,236	△ 72,811	△ 34.3
林 野 水 産 行 政 費	131,984	99,639	73,458	△ 26,181	△ 26.3
地 域 振 興 費	81,484	54,058	41,885	△ 12,173	△ 22.5
公 債 費	20,847,954	21,378,027	21,625,184	247,157	1.2
合 計	28,099,006	28,095,198	27,870,404	△ 224,794	△ 0.8

# 平成29年度高梁市経営健全化審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年10月12日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、審査にあたっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

## 第4 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率			経営健全化基準
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
水道事業特別会計	—	—	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
地域開発事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」で記載している。

### 2 個別意見及び審査の概要

#### (1) 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率である。

対象となる会計は、公営企業会計のうち、法適用企業の水道事業特別会計、国民健康保険成羽病院事業会計と、法非適用企業である簡易水道事業、下水道事業、地域開発事業の各特別会計である。

## 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}} \times 100\%$$

各公営企業会計の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	資金の剰余額	事業の規模	資金の剰余額	事業の規模
法 適 用 企 業				
水道事業特別会計	716,445	252,163	727,501	257,786
国民健康保険成羽病院事業会計	1,413,898	1,082,338	1,397,294	1,143,353
法 非 適 用 企 業				
簡易水道事業特別会計	0	382,793	0	377,413
下水道事業特別会計	2,914	429,553	0	425,744
地域開発事業特別会計	23,838	23,838	21,400	21,400

(注) すべての公営企業において、資金不足額がないため剰余額を表している。

すべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されない。しかし、法適用企業について、経営健全化計画を定めなければならないのは、繰越欠損金がある企業会計で資金不足比率が経営健全化基準以上である場合となる。病院事業会計については、資金不足は発生していないものの繰越欠損金があるため、病院改革プラン等に基づき経営健全化が図れるよう、運営していくことが必要である。

他の会計についても、当該比率に留意することはもちろんのこと、将来見通しなども踏まえながら、引続き健全な財政運営に努められたい。